

広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21（第3次）推進会議」開催要綱

（開催）

第1条 広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21（第3次）」（以下、「計画」という。）に基づき、健康づくりに関わる団体・機関が一体となり市民の健康づくりを推進するとともに、広島市の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「元気じゃけんひろしま 21（第3次）推進会議」（以下、「会議」という。）を開催する。

（連絡調整等）

第2条 会議において、次の各号に掲げる事項について意見交換等を行うものとする。

- （1） 計画の目標及び目標を達成するための推進方策に関すること。
- （2） 計画の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- （3） 健康づくりを推進する団体等の情報交換
- （4） その他健康づくりの推進に関して必要な事項

（構成）

第3条 会議は、健康づくりに関する団体・機関に所属する者又は学識経験者のうちから市長が依頼する者の出席をもって開催する。

2 前項の場合において、市長は、2年間継続して会議に出席することを依頼するものとする。この期間経過後、引き続き会議に出席することを依頼する場合も同様とする。

（座長及び副座長）

第4条 会議に座長及び副座長各1人を置き、出席者の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会議を進行する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 会議は、必要に応じて関係者の資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

（部会）

第6条 市長は、計画の推進に必要な事項を詳細に協議するため、必要に応じて部会を開催することができる。

- 2 構成は、第3条に掲げる者の中から出席者を選定する。
- 3 市長が必要と認める場合、外部の有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、健康福祉局保健部健康推進課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、保健医療担当局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月10日から施行し、計画期間の満了をもって、その効力を失う。
- 2 この要綱の施行後最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。